

第 85 号議案から  
第 104 号議案まで 令和 7 年度一般会計予算及び特別会計予算

令和 7 年 6 月  
第 12 回 **福岡県議会定例会議案** その 1



# 目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
85	令和7年度福岡県一般会計予算	1
86	令和7年度福岡県財政調整基金特別会計予算	23
87	令和7年度福岡県公債管理特別会計予算	25
88	令和7年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	29
89	令和7年度福岡県国民健康保険特別会計予算	33
90	令和7年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	39
91	令和7年度福岡県災害救助基金特別会計予算	43
92	令和7年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	45
93	令和7年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	49
94	令和7年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	53
95	令和7年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	57
96	令和7年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	61
97	令和7年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	65
98	令和7年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	67
99	令和7年度福岡県住宅管理特別会計予算	71
100	令和7年度福岡県病院事業会計予算	75
101	令和7年度福岡県流域下水道事業会計予算	79
102	令和7年度福岡県電気事業会計予算	85

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
103	令和7年度福岡県工業用水道事業会計予算……………	89
104	令和7年度福岡県工業用地造成事業会計予算……………	93

# 一 般 会 計



## 第 85 号議案

### 令和 7 年度福岡県一般会計予算

令和 7 年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,187,782,708 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年6月10日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	798,923,736
	1 県 民 税	183,456,798
	2 事 業 税	207,044,611
	3 地 方 消 費 税	274,130,129
	4 不 動 産 取 得 税	19,754,340
	5 県 た ば こ 税	6,642,105
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,049,927
	7 軽 油 引 取 税	36,945,467
	8 自 動 車 税	67,706,146
	9 鉦 区 税	4,951
	10 狩 猟 税	18,628
	11 産 業 廃 棄 物 税	205,560

款	項	金額
	12 宿 泊 税	1,964,315
	13 旧 法 に よ る 税	759
2 地 方 消 費 税 清 算 金		270,086,586
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	270,086,586
3 地 方 譲 与 税		115,177,731
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	110,658,845
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,772,283
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	81,872
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	682,552
	5 森 林 環 境 譲 与 税	138,860
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	843,319
4 地 方 特 例 交 付 金		2,446,426
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,446,426
5 地 方 交 付 税		307,066,365

	1 地 方 交 付 税	307,066,365
6 交通安全対策特別交付金		944,131
	1 交通安全対策特別交付金	944,131
7 分担金及び負担金		4,650,719
	1 分 担 金	66,090
	2 負 担 金	4,584,629
8 使用料及び手数料		16,473,515
	1 使 用 料	9,411,200
	2 手 数 料	7,062,315
9 国 庫 支 出 金		202,939,755
	1 国 庫 負 担 金	98,119,265
	2 国 庫 補 助 金	94,850,208
	3 委 託 金	9,970,282
10 財 産 収 入		4,121,318
	1 財 産 運 用 収 入	2,822,591

款	項	金 額
	2 財 産 売 払 収 入	1,298,727
11 寄 附 金		769,978
	1 寄 附 金	769,978
12 繰 入 金		60,954,134
	1 特 別 会 計 繰 入 金	2,624,160
	2 基 金 繰 入 金	58,329,974
13 繰 越 金		34,237
	1 繰 越 金	34,237
14 諸 収 入		249,231,477
	1 延滞金、加算金及び過料等	603,419
	2 県 預 金 利 子	142,240
	3 貸 付 金 元 利 収 入	229,298,954
	4 受 託 事 業 収 入	2,896,272
	5 収 益 事 業 収 入	5,886,083

	6 利子割精算金収入	1
	7 雑収入	10,404,508
15 県債		153,962,600
	1 県債	153,962,600
<b>歳入合計</b>		<b>2,187,782,708</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		3,231,084
	1 議会費	3,231,084
2 総務費		72,735,945
	1 総務管理費	32,667,708
	2 企画費	13,285,716
	3 徴税費	16,181,095
	4 市町村振興費	1,903,940

款	項	金額
	5 選挙費	2,679,232
	6 防災費	1,376,948
	7 統計調査費	3,995,806
	8 人事委員会費	298,040
	9 監査委員費	347,460
3 保健費		251,415,480
	1 保健企画費	12,158,562
	2 健康対策費	9,543,277
	3 生活衛生費	1,652,469
	4 医薬費	16,106,630
	5 医療介護費	201,890,832
	6 高齢者支援費	10,063,710
4 環境費		4,292,639
	1 環境費	4,292,639

5 生活労働費		208,942,075
	1 県民生活費	6,930,391
	2 福祉企画費	5,984,653
	3 児童家庭費	76,924,561
	4 障がい者福祉費	65,201,196
	5 生活保護費	33,039,866
	6 社会福祉費	12,533,154
	7 労働企画費	1,489,332
	8 職業訓練費	6,251,987
	9 失業対策費	357,369
	10 労働委員会費	229,566
6 農林水産業費		59,012,267
	1 農林水産業企画費	10,130,678
	2 農業費	12,340,064
	3 畜産業費	2,446,469

款	項	金額
	4 農 地 費	14,659,365
	5 林 業 費	12,932,459
	6 水 産 業 費	6,503,232
7 商 工 費		244,866,636
	1 商 業 費	233,640,185
	2 工 鉱 業 費	7,325,125
	3 観 光 費	3,901,326
8 県 土 整 備 費		132,058,764
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,241,896
	2 道 路 橋 り ょ う 費	60,957,745
	3 河 川 海 岸 費	37,038,698
	4 港 湾 費	4,422,110
	5 都 市 計 画 費	16,645,846
	6 住 宅 費	5,883,641

	7 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	2,551,421
	8 水 資 源 対 策 費	317,407
9 警 察 費		149,140,580
	1 警 察 管 理 費	145,514,512
	2 警 察 活 動 費	3,626,068
10 教 育 費		344,302,534
	1 教 育 総 務 費	41,152,872
	2 小 学 校 費	84,578,941
	3 中 学 校 費	48,974,431
	4 高 等 学 校 費	68,462,511
	5 特 別 支 援 学 校 費	27,753,237
	6 社 会 教 育 費	4,660,913
	7 保 健 体 育 費	2,700,993
	8 大 学 費	5,932,860
	9 私 立 学 校 費	59,716,530

款	項	金額
	10 青少年費	369,246
11 災害復旧費		14,767,264
	1 農林水産施設災害復旧費	8,774,041
	2 土木施設災害復旧費	5,993,223
12 公債費		252,799,775
	1 公債費	252,799,775
13 諸支出金		450,017,665
	1 利子割交付金等	450,017,665
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
<b>歳出合計</b>		<b>2,187,782,708</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
県庁舎設備改修費	令和8年度から 令和10年度まで		10,060,378千円
合同庁舎改修費	令和8年度から 令和9年度まで		320,742千円
合同庁舎設備改修費	令和8年度から 令和9年度まで		842,925千円
総合庁舎設備改修費	令和8年度		712,100千円
単独庁舎改修費	令和8年度		233,380千円
単独庁舎設備改修費	令和8年度		364,759千円
庶務事務システム改修費	令和8年度から 令和13年度まで		1,167,291千円
職員研修所整備費	令和8年度		64,675千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和26年度まで	ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	4,800千円
関門海峡ミュージアム整備費	令和8年度		99,433千円
能楽堂整備費	令和8年度		6,013千円
新・県立美術館設置対策費	令和8年度から 令和11年度まで		30,148,293千円

事 項	期 間	限 度 額
保 健 環 境 研 究 所 整 備 費	令和8年度から 令和9年度まで	2,814,287千円
福 岡 県 総 合 福 祉 施 設 改 修 費	令和8年度	152,738千円
北九州勤労青少年文化センター整備費	令和8年度	5,114千円
高 等 技 術 専 門 校 整 備 費	令和8年度	58,841千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和18年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
産 廃 不 適 正 処 理 対 策 費	令和8年度	305,000千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和21年度まで	2,981,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農 業 大 学 校 施 設 整 備 費	令和8年度	238,328千円
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	令和8年度から 令和28年度まで	74,079千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 750,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	令和8年度から 令和18年度まで	1,118千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	令和8年度から 令和23年度まで	3,019千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 30,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	令和8年度から 令和13年度まで	1,737千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 85,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和7年度から 令和15年度まで	630千円

農業施設等災害復旧資金利子補給	令和8年度から 令和28年度まで	ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 30,000千円	5,240千円
資源活用研究センター設備整備費	令和8年度		14,553千円
農林業総合試験場本場設備整備費	令和8年度		197,686千円
園芸ADTECセンター整備費	令和8年度		102,232千円
農地利用推進事業損失補償	令和7年度から 令和13年度まで		1,206,150千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	令和7年度から 令和17年度まで		111,000千円
農地中間管理機構所有者不明農地 借入損失補償	令和7年度から 令和47年度まで		10,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	令和8年度から 令和32年度まで	ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 170,000千円	3,147千円
畜産経営体質強化支援資金利子補給	令和8年度から 令和32年度まで	ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 180,000千円	3,332千円
動物保健衛生所整備費	令和8年度から 令和9年度まで		2,997,868千円
担い手育成基盤整備事業費	令和8年度から 令和11年度まで		2,120,000千円
農業水利施設保全対策事業費	令和8年度から 令和9年度まで		1,388,000千円
県営ため池等整備事業費	令和8年度から 令和9年度まで		465,000千円
湛水防除事業費	令和8年度から 令和10年度まで		3,186,000千円
漁業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和28年度まで	ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	126,898千円

事 項	期 間	限 度	額
道 路 維 持 修 繕 費	令和8年度		18,000千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	建設資金借入金565,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	建設資金借入金565,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、地方公共団体金融機構資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	建設資金借入金14,722,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する民間資金の借入れに対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	建設資金借入金575,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する政府資金の借入れに対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	建設資金借入金575,000千円	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	令和7年度から 令和17年度まで	業務資金借入金2,025,944千円及び利子に相当する額	
道 路 改 良 費	令和8年度から 令和13年度まで		13,249,700千円
道 路 改 築 費	令和8年度		60,000千円
橋 り よ う 架 換 費	令和8年度		95,000千円
広 域 河 川 改 修 費	令和8年度		315,000千円
河 川 総 合 流 域 防 災 事 業 費	令和8年度		2,352,000千円

街 路 事 業 費	令和8年度から 令和9年度まで	1,323,550千円
街路関連道路整備事業費	令和8年度から 令和9年度まで	182,000千円
都 市 公 園 施 設 費	令和8年度	391,000千円
公 営 住 宅 建 設 費	令和8年度から 令和9年度まで	3,489,750千円
公営住宅ストック総合改善事業費	令和8年度	72,360千円
福 岡 武 道 館 整 備 費	令和8年度	59,717千円
福 岡 武 道 館 解 体 費	令和8年度	606,034千円
交 通 機 動 隊 庁 舎 解 体 費	令和8年度	455,238千円
田 川 警 察 署 整 備 費	令和8年度から 令和9年度まで	3,865,161千円
警 察 本 部 整 備 費	令和8年度	110,972千円
中 央 警 察 署 整 備 費	令和8年度	283,511千円
若 松 警 察 署 整 備 費	令和8年度	22,484千円
戸 畑 警 察 署 整 備 費	令和8年度	22,484千円
直 方 警 察 署 整 備 費	令和8年度	22,754千円
筑後自動車運転免許試験場整備費	令和8年度	25,410千円

事 項	期 間	限 度 額
福岡県公立学校情報機器整備事業 費補助金	令和8年度	440,485千円
老 朽 校 舎 改 築 費	令和8年度	3,172,858千円
施 設 充 実 費	令和8年度	4,355,392千円
校 地 整 備 費	令和8年度	689,537千円
学 校 環 境 整 備 費	令和8年度	1,835,323千円
特別支援学校施設充実費	令和8年度	18,663千円
特別支援学校老朽校舎改築費	令和8年度	2,009,813千円
図 書 館 整 備 費	令和8年度	146,439千円
体 育 施 設 整 備 費	令和8年度	231,065千円
議 会 棟 整 備 費	令和8年度	448,878千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	5,421,600	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
再生可能エネルギー施設整備事業費	15,000			
鉄道整備事業費	120,800			
直轄空港事業負担金	2,087,100			
保健施設整備事業費	5,004,600			
環境施設整備事業費	665,600			
自然公園整備事業費	61,600			
生活労働施設整備事業費	3,767,200			
農林水産施設整備事業費	1,965,300			
農業事業費	1,416,800			
畜産事業費	12,300			
農地事業費	6,383,200			
造林事業費	25,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道事業費	1,281,500			
林業事業費	132,500			
治山事業費	2,533,900			
水産事業費	2,079,500			
商工施設整備事業費	110,100			
県土整備施設整備事業費	71,500			
河川事業費	14,386,900			
砂防事業費	3,243,900			
海岸事業費	535,200			
港湾事業費	1,706,700			
福岡北九州高速道路公社 出資金	339,000			
都市計画事業費	4,266,900			
道路事業費	32,915,300			
直轄事業負担金	9,804,100			

公営住宅建設事業費	3,658,600			
警察施設整備事業費	12,880,400			
教育施設整備事業費	20,911,200			
災害復旧事業費	3,530,100			
福岡北九州高速道路公社転貸	791,000			
調 整	11,838,200			
<b>計</b>	<b>153,962,600</b>			



# 特 別 会 計



第 86 号議案

令和 7 年度福岡県財政調整基金特別会計予算

令和 7 年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 411,141 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		411,141
	1 財 産 運 用 収 入	411,141
<b>歳 入 合 計</b>		<b>411,141</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		411,141
	1 積 立 金	411,141
<b>歳 出 合 計</b>		<b>411,141</b>

第 87 号議案

令和 7 年度福岡県公債管理特別会計予算

令和 7 年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 659,756,773 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		391,049,789
	1 一 般 会 計 繰 入 金	252,704,805
	2 基 金 繰 入 金	138,344,984
2 県 債		263,394,000
	1 県 債	263,394,000
3 財 産 収 入		5,312,984
	1 財 産 運 用 収 入	5,312,984
<b>歳 入 合 計</b>		<b>659,756,773</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		659,756,773
	1 公 債 費	659,756,773
<b>歳 出 合 計</b>		<b>659,756,773</b>



第 88 号議案

令和 7 年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

令和 7 年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,210 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		34,209
	1 諸 収 入	34,209
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
<b>歳 入 合 計</b>		<b>34,210</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		218
	1 事 務 費	218
2 繰 出 金		33,992
	1 一 般 会 計 繰 出 金	33,992

歳 出 合 計	34,210
---------	--------



第 89 号議案

令和 7 年度福岡県国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度福岡県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 445,570,016 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		137,987,622
	1 負担金	137,987,622
2 国庫支出金		139,445,865
	1 国庫負担金	93,423,347
	2 国庫補助金	46,022,518
3 前期高齢者交付金		135,591,564
	1 前期高齢者交付金	135,591,564
4 共同事業交付金		1,287,268
	1 共同事業交付金	1,287,268
5 出産育児交付金		16,531
	1 出産育児交付金	16,531
6 財産収入		40,181

	1 財 産 運 用 収 入	40,181
7 繰 入 金		31,200,985
	1 他 会 計 繰 入 金	29,434,236
	2 基 金 繰 入 金	1,766,749
<b>歳 入 合 計</b>		<b>445,570,016</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		94,477
	1 総 務 管 理 費	92,782
	2 運 営 協 議 会 費	1,486
	3 共 同 運 営 事 業 費	209
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		355,108,251
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	355,108,251
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		66,471,900

款	項	金 額
	1 後期高齢者支援金等	66,471,900
4 前期高齢者納付金等		158,612
	1 前期高齢者納付金等	158,612
5 介護納付金		21,707,699
	1 介護納付金	21,707,699
6 病床転換支援金等		29
	1 病床転換支援金等	29
7 共同事業拠出金		1,287,747
	1 共同事業拠出金	1,287,747
8 保健事業費		201,120
	1 保健事業費	201,120
9 基金積立金		40,181
	1 基金積立金	40,181
10 予備費		500,000

	1 予 備 費	500,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>445,570,016</b>



## 第 90 号議案

### 令和 7 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 265,906 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		140,917
	1 諸 収 入	140,917
2 繰 入 金		6,281
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,281
3 繰 越 金		113,708
	1 繰 越 金	113,708
4 県 債		5,000
	1 県 債	5,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>265,906</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		265,906
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	265,906
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>265,906</b>

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	5,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 第 91 号議案

### 令和 7 年度福岡県災害救助基金特別会計予算

令和 7 年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,510 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		7,510
	1 財 産 運 用 収 入	7,510
<b>歳 入 合 計</b>		<b>7,510</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		7,510
	1 基 金 積 立 金	7,510
<b>歳 出 合 計</b>		<b>7,510</b>

## 第 92 号議案

### 令和 7 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,499 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,518
	1 一般会計繰入金	1,518
2 繰越金		7,301
	1 繰越金	7,301
3 諸収入		8,680
	1 諸収入	8,680
<b>歳入合計</b>		<b>17,499</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 就農支援資金貸付事業費		17,499
	1 就農支援資金貸付事業費	17,499

歳 出 合 計	17,499
---------	--------



## 第 93 号議案

### 令和 7 年度福岡県営林造成事業特別会計予算

令和 7 年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 308,854 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		3,000
	1 国庫補助金	3,000
3 財産収入		305
	1 財産売払収入	305
4 繰入金		304,251
	1 一般会計繰入金	304,251
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,260
	1 雑収入	1,260

歳 入 合 計	308,854
---------	---------

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		308,854
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	308,854
歳 出 合 計		308,854



## 第 94 号議案

### 令和 7 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

令和 7 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,623 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		612
	1 一 般 会 計 繰 入 金	612
2 繰 越 金		28,024
	1 繰 越 金	28,024
3 諸 収 入		4,987
	1 諸 収 入	4,987
<b>歳 入 合 計</b>		<b>33,623</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		33,623
	1 林業改善資金助成事業費	33,623

歳 出 合 計	33,623
---------	--------



第 95 号議案

令和 7 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

令和 7 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98,416 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,413
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,413
2 繰 越 金		79,384
	1 繰 越 金	79,384
3 諸 収 入		17,619
	1 諸 収 入	17,619
<b>歳 入 合 計</b>		<b>98,416</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費		98,416
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費	98,416

歳 出 合 計	98,416
---------	--------



第 96 号議案

令和 7 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 375,750 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		17,718
	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,718
2 諸 収 入		351,654
	1 雑 入	351,654
3 繰 越 金		6,378
	1 繰 越 金	6,378
<b>歳 入 合 計</b>		<b>375,750</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		24,346
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	24,346

2 公 債 費		351,404
	1 公 債 費	351,404
<b>歲 出 合 計</b>		<b>375,750</b>



第 97 号議案

令和 7 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 7 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,721 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,721
	1 財 産 運 用 収 入	2,721
<b>歳 入 合 計</b>		<b>2,721</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		2,721
	1 積 立 金	2,721
<b>歳 出 合 計</b>		<b>2,721</b>

## 第 98 号議案

### 令和 7 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

令和 7 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,920,291 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		394,537
	1 使用料	394,537
2 繰入金		2,551,421
	1 一般会計繰入金	2,551,421
3 県債		9,971,800
	1 県債	9,971,800
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
6 財産収入		2,530

	1 財 産 運 用 収 入	2,530
<b>歳 入 合 計</b>		<b>12,920,291</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		6,277,392
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	6,277,392
2 公 債 費		6,642,899
	1 公 債 費	6,642,899
<b>歳 出 合 計</b>		<b>12,920,291</b>

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
埠 頭 施 設 整 備 事 業 費	6,427,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 99 号議案

令和 7 年度福岡県住宅管理特別会計予算

令和 7 年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,870,321 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 6 月 10 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,778,703
	1 使 用 料	6,680,383
	2 繰 越 金	95,963
	3 諸 収 入	2,356
	4 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		91,618
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	91,617
<b>歳 入 合 計</b>		<b>6,870,321</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,734,746
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,734,746
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		85,575
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	85,575
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>6,870,321</b>



# 公 營 企 業 会 計



第 100 号議案

令和 7 年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	(精神病床	300 床)		
(2) 患 者 延 人 員	(入院患者	94,170 人	外来患者	38,090 人)
(3) 一 日 平 均 患 者 数	(入院患者	258 人	外来患者	130 人)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,752,632 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,357,048 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		394,987 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,816,839 千円
第1項 医業費用	2,747,870 千円
第2項 医業外費用	64,492 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額429,962千円は過年度分損益勘定留保資金429,962千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	287,202 千円
第1項 負担金	287,202 千円

支 出

第1款 資本的支出	717,164 千円
第1項 建設改良費	272,909 千円
第2項 企業債償還金	444,255 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

### 第3条 支 出

#### 第1款 病院事業費

##### 第1項 医業費用

##### 第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

19,160 千円

令和7年6月10日提出

福岡県知事 服部 誠太郎



## 第 101 号議案

### 令和 7 年度福岡県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数   | 28市町              |
| (2) 年間総処理水量   | 107,100,358立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量  | 293,426立方メートル     |
| (4) 主要な建設改良事業 | 流域下水道建設事業         |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		19,703,426 千円
第 1 項 営業収益		10,570,099 千円
第 2 項 営業外収益		9,133,327 千円

支 出

第1款 流域下水道事業費	19,664,377 千円
第1項 営業費用	19,337,091 千円
第2項 営業外費用	327,286 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,816,036千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,028千円、過年度分損益勘定留保資金 508,960千円、当年度分損益勘定留保資金 1,295,048千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	13,472,255 千円
第1項 企業債	5,052,600 千円
第2項 他会計補助金	432,391 千円
第3項 国庫補助金	5,693,670 千円
第4項 負担金	2,293,594 千円

支 出

第1款 資本的支出	15,288,291 千円
第1項 建設改良費	10,037,946 千円
第2項 企業債償還金	5,232,345 千円

第3項 予 備 費

18,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道建設費	令和8年度から令和9年度まで	2,949,000 千円
多々良川流域下水道建設費	令和8年度	1,106,700 千円
宝満川流域下水道建設費	令和8年度	1,268,100 千円
宝満川上流流域下水道建設費	令和8年度	66,000 千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	令和8年度	420,000 千円
遠賀川下流流域下水道建設費	令和8年度から令和9年度まで	2,203,860 千円
矢部川流域下水道建設費	令和8年度	228,600 千円
遠賀川中流流域下水道建設費	令和8年度から令和9年度まで	657,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,584,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

### 第3条 支 出

#### 第1款 流域下水道事業費

##### 第1項 営業費用

##### 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

##### (1) 職員給与費

502,801 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,165,334 千円である。

令和7年6月10日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 102 号議案

令和 7 年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 45,602,000 キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		556,772 千円
第 1 項 営業収益		543,032 千円
第 2 項 財務収益		2,242 千円
第 3 項 事業外収益		11,498 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		556,772 千円
第 1 項 営業費用		534,648 千円

第2項 財務費用	10 千円
第3項 事業外費用	17,114 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 35,676 千円は過年度分損益勘定留保資金 35,676 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	240,000 千円
第1項 他会計貸付金元金収入	240,000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	275,676 千円
第1項 建設改良費	170,676 千円
第2項 投資	100,000 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	令和8年度から令和9年度まで	129,303 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

### 第3条 支 出

#### 第1款 電 気 事 業 費

##### 第1項 営 業 費 用

##### 第3項 事 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 174,533 千円

(2) 交 際 費 50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和7年6月10日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 103 号議案

令和 7 年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 68事業所
- (2) 総給水量 50,669,300立方メートル
- (3) 一日平均給水量 138,820立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,421,566 千円
第 1 項 営業収益			2,104,226 千円
第 2 項 営業外収益			317,340 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			2,159,649 千円

第1項 営業費用	2,064,534 千円
第2項 営業外費用	75,115 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,353,462千円は過年度分損益勘定留保資金1,249,840千円及び繰越利益剰余金処分額103,622千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,353,462 千円
第1項 建設改良費		674,051 千円
第2項 企業債償還金		169,411 千円
第3項 投資		500,000 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鞍手・宮田工業用水道事業費	令和8年度	72,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

### 第3条 支 出

#### 第1款 工業用水道事業費

##### 第1項 営 業 費 用

##### 第2項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	278,674 千円
(2) 交 際 費	100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、22,000千円と定める。

令和7年6月10日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

## 第 104 号議案

### 令和 7 年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	3,000平方メートル
(2) 宮若北部内陸部工業用地造成事業	土地造成	212,000平方メートル
(3) 直方・鞍手内陸部工業用地造成事業	土地造成	230,000平方メートル
(4) うきは西部内陸部工業用地造成事業	土地造成	330,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 造成事業収益		34,370 千円
第 1 項 営業収益		21,291 千円
第 2 項 営業外収益		13,079 千円

支 出

第1款 造成事業費	37,601 千円
第1項 営業費用	37,014 千円
第2項 営業外費用	587 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,486,438千円は過年度分損益勘定留保資金1,486,438千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	4,213,340 千円
第1項 工業用地造成事業収入	1,532,440 千円
第2項 企業債	2,680,900 千円

支 出

第1款 資本的支出	5,699,778 千円
第1項 造成事業費	4,688,678 千円
第2項 企業債償還金	771,100 千円
第3項 他会計借入金償還金	240,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宮若北部工業用地造成事業費	令和8年度から令和9年度まで	1,886,298千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用地造成事業費	2,680,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、124,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

### 第3条 支 出

#### 第1款 造成事業費

##### 第1項 営業費用

##### 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 97,326 千円

(2) 交際費 84 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	内陸工業用地 うきは市吉井町鷹取、富永	<small>平方メートル</small> 60,000

令和7年6月10日提出

福岡県知事 服部 誠太郎





